

2024(令和6)年度

自己点検・評価活動報告書

目次

1 はじめに	3
2 大学の概要	4
(1) 現況.....	4
(2) 組織図.....	4
(3) 教育目標と3つのポリシー.....	5
3 自己点検・評価について	6
(1) 自己点検・評価の目的	6
(2) 自己点検・評価体制	6
(3) 自己点検・評価方法	6
(4) 本学における自己点検・評価および認証評価の歩み.....	7
(5) 自己点検・評価委員会活動実績.....	7
(6) 内部質保証室活動実績	8
(7) 2024（令和6）年度自己点検・評価の総括	8
本編　自己点検・評価結果	9
インデックス	10

1	中期計画検討サイクル	11
2	事業計画推進サイクル	11
3	教育改善活動サイクル	12
4	授業改善サイクル	12
5	教育・教育環境改善サイクル	13
6	教員集合研修活動サイクル	13
7	教職員等集合研修活動サイクル	14
8	学生の受け入れ方法（アドミッションポリシー）改善サイクル	15
9	教育課程編成（カリキュラムポリシー）改善サイクル	16
10	学位授与の基準及び種類（ディプロマポリシー）改善サイクル	17
11	施設設備サイクル	18
	参考資料	19
1	東京都立産業技術大学院大学自己点検・評価委員会規程	20
2	東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱	22
3	東京都立産業技術大学院大学内部質保証システム実施要綱	24

1 はじめに

本学は2006（平成18）年の開学当初より、「学校教育法」第百九条¹および「東京都立産業技術大学院大学学則」第2条²に基づき、教育研究水準の向上と本学の使命の達成を目的として自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価の実施方法については、本学の内部質保証システムを効果的に運用するとともに、文部科学大臣認証の機関による認証評価および東京都地方独立行政法人評価委員会による業務実績評価の結果を効果的に反映させることで、教育研究の質の向上に取り組んでいる。

内部質保証システムの運用については、2020（令和2）年度に「東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱（2産技大管管第1014号）」を制定し、自己点検・評価体制の統括組織として、学長を室長とする内部質保証室を設置した。翌2021（令和3）年度に「東京都立産業技術大学院大学内部質保証システム実施要綱（3産技大管管第1041号）」を制定し、内部質保証に係る具体的な実施方法を定め、適宜システム自体の見直しも行いつつ効果的な運用に努めている。

本学の使命および目的を達成するため、引き続き実施体制や実施方法等について必要な改善を図りながら、自己点検・評価に取り組んでいく。

¹ **第百九条** 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

²**第2条** 本学は、前条に掲げる目的及び使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学の概要

(1) 現況

名称(英語名)

東京都立産業技術大学院大学(Advanced Institute of Industrial Technology)

所在地

東京都品川区東大井一丁目 10 番 40 号(品川シーサイドキャンパス)

設置者

東京都公立大学法人

研究科の構成

研究科：産業技術研究科

専攻：産業技術専攻

コース (学位名)：事業設計工学コース(事業設計工学修士[専門職])

情報アーキテクチャコース(情報システム学修士[専門職])

創造技術コース(創造技術修士[専門職])

学生数及び教職員数(2024 (令和6) 年5月1日時点)

学 生 数：230名

教 員 数： 27名

(2) 組織図

東京都公立大学法人

理事長

教育研究組織
東京都立産業技術大学院大学

学長

産業技術研究科

産業技術専攻

事業設計工学コース

情報アーキテクチャコース

創造技術コース

事務局長

事務組織
東京都公立大学法人

東京都立産業技術大学院大学

管理部

管理課

管理係

企画広報・国際係

教務学生係

教育企画・入試係

社会連携係

(3) 教育目標と3つのポリシー

教育目標

東京都立産業技術大学院大学は、専門的知識と体系化された技術ノウハウを活用して、新たな価値を創造し、産業の活性化に資する意欲と能力を持つ高度専門技術者の育成を目的としています。

3つのポリシー

・ディプロマポリシー

東京都立産業技術大学院大学は、所定の期間在学して所定の単位を取得し、所属する学位プログラムであるコースのカリキュラムで定める知識・スキル・コンピテンシーを獲得し、ディプロマポリシーに合致する学生を、本学の理念に定める人材として専門職学位を授与します。

・カリキュラムポリシー

各コースの分野に関する講義科目、演習科目、プロジェクト型教育プログラムを体系的に編成し適切に組み合わせた授業を開講し、指導を行います。このため、主に1年次生は、講義、演習科目を通して知識とスキルを修得し、2年次生は、PBL型科目等を通して、プロジェクト遂行に必要なさらなる知識とスキルの獲得を図るとともに、各コースで定めたコンピテンシーの獲得を図ります。

・アドミッションポリシー

本学の理念に定める人材を育成するため、コースが定める専門職学位課程のディプロマポリシーとカリキュラムポリシーを理解し、次のことを獲得しようとする人を受け入れます。

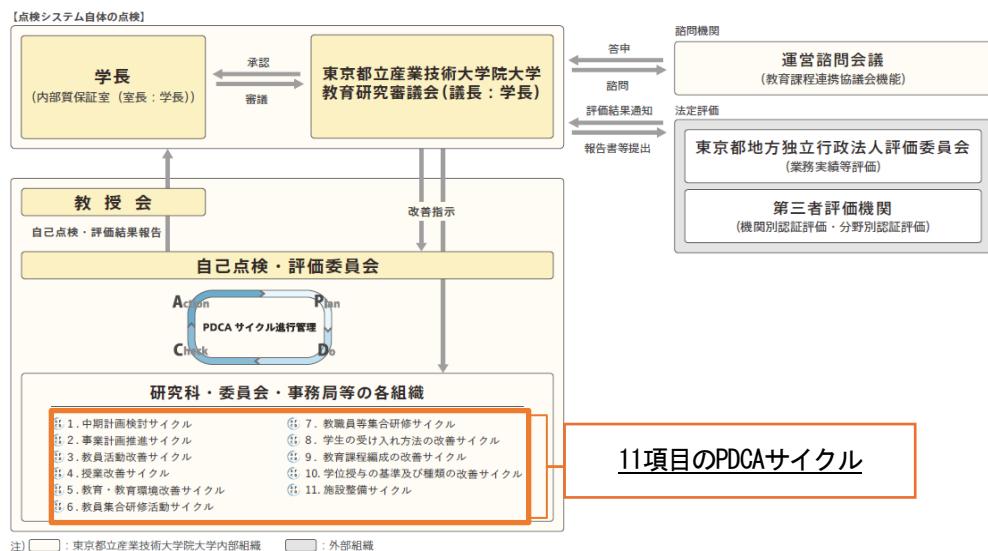
1. コースが対象とする産業技術分野に関する高度の専門的知識及びこれを実務に応用できる能力
2. コースが対象とする産業技術分野において、複雑な問題を分析し、課題を抽出し、解決できる卓越した能力
3. コースが対象とする産業技術分野に関する基礎的技能や知識
4. 継続的学修と研究の能力
5. 本学の学修活動に必要なコミュニケーション能力、チーム活動力
6. 職業倫理を理解し、倫理規範を守りつつ職務を果たす能力と態度

3 自己点検・評価及び内部質保証について

(1) 自己点検・評価の目的

本学の教育研究、組織運営及び施設設備の状況について継続的に点検並びに評価することで、必要に応じた改善活動を実施するとともに質の保証を行い、本学の使命と目的を達成することを目的とする。

(2) 自己点検・評価体制図



(3) 自己点検・評価方法

「東京都立産業技術大学院大学内部質保証システム実施要綱(3産技大管管第1041号)」に定めた11項目のPDCAサイクルの実行状況について、内部質保証室が決定する「内部質保証システムチェック表」に基づき、点検・評価を実施する。点検・評価は自己点検・評価委員会が行い、内部質保証室が必要に応じて改善指示をする。

(4) 本学における自己点検・評価および認証評価の歩み

2006 (平成18)年度	東京都立産業技術大学院大学自己点検・評価委員会規程 制定
2010 (平成22)年度	分野別認証評価(情報アーキテクチャ専攻) 受審
2012 (平成24)年度	機関別認証評価 受審
2012 (平成24)年度	分野別認証評価(創造技術専攻) 受審
2015 (平成27)年度	分野別認証評価(情報アーキテクチャ専攻) 受審
2017 (平成29)年度	分野別認証評価(創造技術専攻) 受審
2019 (令和元)年度	機関別認証評価 受審
2020 (令和2)年度	分野別認証評価(情報アーキテクチャ専攻) 受審
2020 (令和2)年度	東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱 制定
2021 (令和3)年度	東京都立産業技術大学院大学内部質保証システム実施要綱 制定
2022 (令和4)年度	分野別認証評価(産業技術専攻) 受審

(5) 2024 (令和6) 年度自己点検・評価委員会活動実績

自己点検・評価委員会は、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び使命を達成するため、大学の教育研究活動の評価に係る事項を所管する運営委員会である。（「東京都立産業技術大学院大学自己点検・評価委員会規程（平成18年度法人規程第5号）」参照）

開催日	会議	主な内容（抜粋）
4月9日	第1回 自己点検・評価委員会	認証評価スケジュールの確認 分野別認証評価に向けた授業資料管理案内の確認 R5 内部質保証システムチェック表の点検結果の確認 R8 機関別認証評価の受審機関の検討
6月11日	第2回 自己点検・評価委員会	R5 自己点検・評価報告書の作成及び公表について
10月8日	第3回 自己点検・評価委員会	分野別認証評価に向けたPBL資料の管理方法の変更について 内部質保証システムチェック表の運用方法の見直しについて R6 内部質保証システムチェック表の確認（中間）
1月9日	第4回 自己点検・評価委員会	内部質保証システムチェック表の変更及び要綱改正について R6 内部質保証システムチェック表の最終チェック・次年度 計画の入力依頼について
3月12日	第5回 自己点検・評価委員会	R6 内部質保証システムチェック表の確認（最終） R7 自己点検・評価委員会への引継事項の確認 R8 機関別認証評価WGの発足について

(6) 2024（令和6）年度内部質保証室活動実績

内部質保証室は、教育・研究、組織・運営及び施設・設備の状況について継続的に点検並びに評価することで、質の保証を行い、絶えず改善に取り組むことを推進するための、学長を室長とする組織である。（「東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱（2産技大管管第1014号）」参照）

開催日	会議	主な内容（抜粋）
4月7日	第1回 内部質保証室	R5 内部質保証システムチェック表の点検結果の確認 R6 内部質保証に係る要綱及びPDCAサイクルの改正について
4月17日	第2回 内部質保証室	R6 内部質保証システムチェック表の決定について
12月17日	第3回 内部質保証室	内部質保証システムチェック表及びチェック方法の変更について R7 内部質保証システムチェック表PDCAサイクルの追加修正及び要綱改正について
3月7日	第4回 内部質保証室	R6 内部質保証システムチェック表の運用状況について R7 内部質保証室への引継事項の確認 R8 機関別認証評価に向けた今後の対応について

(7) 2024（令和6）年度の自己点検・評価の総括

内部質保証システム体制に基づき、自己点検・評価委員会と内部質保証室とで連携し、PDCAサイクルの適切な運用及び進捗管理を行った。また、内部質保証システムチェック表の様式を変更や要綱改正を実施し、より全学的に内部質保証活動を推進できるよう体制を整備することができた。

本 編

自己点検・評価結果

令和6年度内部質保証システムチェック表 インデックス

No.	サイクル名	周期	PDCAサイクル実施組織	自己点検・評価委員会確認事項 内部質保証システム実施要綱抜粋	自己点検・評価結果
1	中期計画検討サイクル	6年	産技大WG	(1)中期計画期間の5か年度目に過去4か年度の結果の暫定評価を行ったか。 (2)暫定評価に基づき、次期中期計画を策定しているか。 【第8条】中期計画の検討におけるPDCAサイクルについて、各組織が、東京都地方独立行政法人評価委員会の指示に基づき、中期計画期間の5か年度目に過去4か年度の結果の暫定評価を行い、これに基づき計画の実施方法の改善措置を講じるものとする。	【確認対象】
2	事業計画推進サイクル	1年	運営会議	(1)事業計画に進捗があるか。 【第9条】第7条第2号に規定する事業計画推進サイクルについては、各組織が、東京都地方独立行政法人評価委員会の指示等を踏まえ、事業計画の実施内容について点検を行い、これに基づき翌年度以降の取組に反映させるものとする。	問題なし（中間） 問題なし（最終）
3	教員活動改善サイクル	1年	研究科長 管理課管理係	(1)教員評価制度に則り、手続きを実施しているか。 【第10条】教員活動改善サイクルについては、原則として、すべての教員が、自ら活動計画を立て、実績を整理し、活動の振り返りを行い、それをもとに次期の活動計画を立てるものとする。	問題なし（中間） 問題なし（最終）
4	授業改善サイクル	1年	FD委員会	(1)授業アンケートを実施したか。 (2)授業アンケートに基づき、教員のアクションプランを作成及び公表しているか。 【第11条】授業改善サイクルについては、原則として、すべての教員が、学生による授業評価等に基づき、授業の点検及び評価を行い、教員各自のアクションプランを作成し、FD委員会(平成18年度法人規程第6号)に報告し、並びにこの計画を実施するものとする。	問題なし（中間） 問題なし（最終）
5	教育・教育環境改善サイクル	1年	教務学生委員会 企画広報・国際係	(1)修了生アンケート及び入学生アンケートを実施しているか。 (2)必要に応じて、アンケートに基づく改善活動を行っているか。 【第12条】教育環境改善サイクルについては、各組織が、修了生アンケート、入学生アンケート等により、教育及び教育環境を点検並びに評価し、必要に応じて改善するものとする。	問題なし（中間） 問題なし（最終）
6	教員集合研修活動サイクル	1年	FD委員会	(1)FDフォーラムを実施したか。 (2)FDフォーラム終了後にアンケートを実施したか。 (3)FDフォーラムの内容については、アンケート等による客観的な検証を行った上で決定しているか。 【第13条】FD活動サイクルについては、FD委員会が、教育の内容及び方法に係る計画を実施し、アンケート等による客観的な検証を行い、及び改善することとする。	問題なし（中間） 問題なし（最終）
7	教職員等集合研修活動サイクル	1年	SD企画運営本部	(1)SD活動を実施したか。 (2)SD活動終了後にアンケートを実施したか。 (3)SD活動の内容については、アンケート等による客観的な検証を行った上で決定しているか。 【第14条】SD活動サイクルについては、SD企画運営本部(2産技大管第317号)が、教員と職員が一体となって大学運営を適切かつ効果的に実施するために必要な取組を行い、アンケート等による客観的な検証を行い、及び改善することとする。	問題なし（中間） 問題なし（最終）
8	学生の受け入れ方法(アドミッションポリシー)改善サイクル	5年	入試委員会	(1)入試実績(志願倍率、入試成績等)を確認の上、分析を行っているか。 (2)必要に応じて、入試実績、認証評価結果、業務実績評価結果等に基づき、アドミッションポリシー及び入試方法の見直しを行っているか。 【第15条】学生の受け入れ方法(アドミッションポリシー)の改善サイクルについては、各組織が、入試実績(志願倍率、入試成績等をいう。)、入学生アンケート等により学生受入結果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてアドミッションポリシーを改定し、並びに入試方法の改善及び改革を行う。	問題なし（中間） 問題なし（最終）
9	教育課程編成(カリキュラムポリシー)改善サイクル	5年	教務学生委員会	(1)修了生アンケート、成績調査等の学修成果を確認の上、分析を行っているか。 (2)必要に応じて、学修成果の分析結果、認証評価結果、業務実績評価等に基づき、カリキュラムポリシー及びカリキュラムの見直しを行っているか。 【第16条】教育課程編成(カリキュラムポリシー)の改善サイクルについては、各組織が、修了生アンケート、成績調査等により学修成果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてカリキュラムポリシーを改定し、及びカリキュラムの全面的又は部分的な改正を行なう。	問題なし（中間） 問題なし（最終）
10	学位授与の基準及び種類(ディプロマポリシー)の改善サイクル	5年	キャリア開発支援部会 運営諮詢会議	(1)修了生の進路状況及び社会での活躍状況等を確認しているか。 (2)運営諮詢会議を開催し、産業界からのニーズを聴取しているか。 (3)必要に応じて、修了生の活動状況、産業界からのニーズ、認証評価結果、業務実績評価等に基づき、単位授与及び学位授与の要件を見直しているか。 【第17条】学位授与の基準及び種類(ディプロマポリシー)の改善サイクルについては、各組織が、就職状況、修了生の社会での活躍状況等を一定期間測定し、教育成果等を検証し、運営諮詢会議(18産技大管第1号)において産業界からのニーズを聴取し、必要に応じて単位授与及び学位授与の要件を改正し、カリキュラム及び履修科目構成を改正し、並びに入試方法の改正並びに教育研修組織の再編及び改廃について検討する。	問題なし（中間） 問題なし（最終）
11	施設整備サイクル	1年	教育研究環境整備委員会	(1)学内の施設及び設備について、定期的な調査を行ったか。 (2)必要に応じて、改修及び整備を行っているか。 (3)必要に応じて、大規模改修及び新規の建設に係る意見を東京都公立大学法人に提出しているか。 【第18条】施設設備サイクルについては、教育研究環境整備委員会(平成18年度法人規程第8号)が、毎年の定期的な学内調査に基づき、改修及び整備の項目を整理するとともに、緊急性、効果等を検討し、優先度の高いものから実施することとする。 2 大規模改修及び新規の建設が必要な場合は、教育研究環境整備委員会は、東京都公立大学法人へ意見を提出することとする。	問題なし（中間） 問題なし（最終）

※本編に記載の「実行周期」は、上記インデックスの「周期」と同義である。

1 中期計画検討サイクル（実行周期：6年）

研究科、委員会、事務局等の各組織（以下「各組織」という。）が、東京都地方独立行政法人評価委員会の指示に基づき、中期計画期間の5か年度目に過去4か年度の結果の暫定評価を行い、これに基づき計画の実施方法の改善措置を講じるものとする。

2024（令和6）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
<p>❖ <u>中期計画期間の5か年度目に過去4か年度の結果の暫定評価を行ったか。</u></p> <p>⇒ 本年度は自己点検・評価対象外</p> <p>対象外ではあるが、計画の確実な実施に向けて、2024(令和6)年度中期計画進捗状況報告書をとりまとめた。（次回自己点検・評価実施年度は、2027(令和9)年度。）</p>
<p>❖ <u>暫定評価に基づき、次期中期計画を策定しているか。</u></p> <p>⇒ 本年度は自己点検・評価対象外</p> <p>対象外ではあるが、策定に向けて引き続き進捗状況の把握に努めていく。（次回自己点検・評価実施年度は、2027(令和9)年度。）</p>

2 事業計画推進サイクル（実行周期：1年）

各組織が、東京都地方独立行政法人評価委員会の指示等を踏まえ、事業計画の実施内容について点検を行い、これに基づき翌年度以降の取組に反映させるものとする。

2024（令和6）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
<p>❖ <u>事業計画に進捗があるか。</u></p> <p>⇒ 進捗がある</p> <p>毎月の運営会議で「R 6 中期計画進捗管理表」に基づいて、進捗を確認することで、当該年度の事業計画に基づいた大学運営を行った。また、2025(令和7)年度の事業計画についても、2024(令和6)年度の実績及び企画財務課からの原案に基づき、学内で検討を行い、対応を進めいくこととした。</p>

3 教員活動改善サイクル（実行周期：1年）

原則、すべての教員が、自ら活動計画を立て、実績を整理し、活動の振り返りを行い、それをもとに次期の活動計画を立てるものとする。

2024（令和6）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
<p>❖ <u>教員評価制度に則り、手続きを実施しているか。</u></p> <p>⇒ 実施している</p> <p>2024（令和6）年5月31日付人事課通知「2024年度教員の自己申告(当初申告)の実施について（6東公法総人第104号）」及び2025（令和7）年3月7日付「2024年度教員の自己申告(年度末申告)及び評価の実施について（6東公法総人第630号）」に基づき、全ての常勤教員を対象に、研究科長および専攻長の管理の下、自己申告書類の提出および教員面談の実施等の諸手続きを通じて適切に人事評価を行った。</p>

4 授業改善サイクル（実行周期：1年）

原則、すべての教員が、学生による授業評価等に基づき、授業の点検及び評価を行い、教員各自のアクションプランを作成し、FD委員会（平成18年度法人規程第6号）に報告し、この計画を実施するものとする。

2024（令和6）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
<p>❖ <u>授業アンケートを実施したか。</u></p> <p>⇒ 実施した</p> <p>manabaにてクオータ毎に授業評価アンケートを実施し、学生の回答や意見について確認を行った。また、アンケート結果については、FD委員会で都度報告を行うとともに、研究科長およびFD委員長間で情報の共有及び対応の検討を行った。改善事項への対応策や学生からの意見については、各教員が検討を行い、FDレポートにて、今後のアクションプランを公開した。</p>
<p>❖ <u>授業アンケートに基づき、教員のアクションプランを作成・公表しているか。</u></p> <p>⇒ 作成・公表している</p> <p>授業評価アンケートの結果をもとに各教員がアクションプランを作成している。作成したアクションプランは、manabaでの公表及びFDレポート第35号（6月）・第36号（2月）の形で整理した。なお、FDレポートについては本学HPに掲載しており、学内外に広く公開している。</p>

HP：[FD活動](#) | [教育の質の向上のための活動](#) | [AIIT東京都立産業技術大学院大学](#)

5 教育・教育環境改善サイクル（実行周期：1年）

各組織が、修了生アンケート、入学生アンケート等により、教育及び教育環境を点検並びに評価し、必要に応じて改善するものとする。

2024（令和6）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
<p>❖ <u>修了生アンケート、入学生アンケートを実施しているか。</u></p> <p>⇒ 実施している</p> <p>2024（令和6）年3月には、2023（令和5）年度修了生を対象に修了生アンケートを実施し、26名から得た回答結果について、教務学生委員会で報告された。入学生アンケートについては、2024（令和6）年4月に実施し、51名から得た回答結果について、運営会議で報告された。各アンケートの結果は、教務学生委員会及び運営会議にて、結果の共有を行っている。</p>
<p>❖ <u>必要に応じて、アンケートに基づく改善活動を行っているか。</u></p> <p>⇒ 行っている</p> <p>これらのアンケート結果は本学の教育研究活動の改善及び広報活動の検討に利用している。</p> <p>2024（令和6）年度は、アンケートに基づき、下記の対応を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">・「在学生の声」の新設及び大学HPでの公開・公式HPの階層の見直し、見やすさに向けた取り組み・在学生向けのイベント告知及び発信の強化・「修了生コミュニティインタビュー」の公開、本学の制度の見える化・2025年4月からSNSを拡充するため、インスタグラムを開設する準備を進めた。

6 教員集合研修活動サイクル（実行周期：1年）

FD 委員会が、教育の内容及び方法に係る計画を実施し、アンケート等による客観的な検証を行い、及び改善することとする。

2024（令和6）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
<p>❖ <u>FD フォーラムを実施したか。</u></p>

<p>⇒ 9月と3月に以下のとおりFD フォーラムを実施した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 36 回(R6 第1回) 【テーマ】 「おとなを教えること：成人学習理論から見る社会人学生の学びの特徴」 ・第 37 回(R6 第2回) 【テーマ】 「社会人教育における経験学習とアンラーニングの重要性」
<p>❖ <u>FD フォーラム終了後にアンケートを実施したか。</u></p> <p>⇒ 実施した</p> <p>それぞれ約7割の回答を得た。また、アンケート結果については適宜 FD 委員会で報告を行った。</p>
<p>❖ <u>FD フォーラムの内容については、アンケート等による客観的な検証を行い、決定しているか。</u></p> <p>⇒ 決定している</p> <p>FD フォーラム終了後のアンケート結果や過去のFDフォーラムのテーマに基づき、FD委員会にて、本取組について客観的な検証及び検討を行ったうえで、次回FDフォーラムの内容の決定や講師の選定等を行っている。</p>

7 教職員等集合研修活動サイクル（実行周期：1年）

SD 企画運営本部（2産技大管管第 317 号）が、教員と職員が一体となって大学運営を適切かつ効果的に実施するために必要な取組を行い、アンケート等による客観的な検証を行い、改善することとする。

2024（令和6）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
<p>❖ <u>SD 活動を実施したか。</u></p> <p>⇒ 計 4 回の SD 活動を以下のとおり実施した</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東京都立大学との共催による「法人職員業務研修会（全4回）」 2. 学長講話 3. 管理課職員勉強会 4. 生成AI勉強会
<p>❖ <u>SD 活動終了後にアンケートを実施したか。</u></p> <p>⇒ 実施した</p> <p>各SD活動終了後にはアンケートを実施するとともに、3月に今年度のSD活動に関する職員アンケートを実施した。なお、結果については、適宜SD企画運営本部で報告を行った。</p>

<p>❖ <u>SD活動の内容については、アンケート等による客観的な検証を行った上で決定しているか</u></p> <p>⇒ 決定している</p> <p>各SD活動終了後や年度末に行ったSD活動全体に関するアンケートの結果やSD活動方針に基づき、SD企画運営本部にて検討を行ったうえで、次年度の活動内容を決定している。</p>

8 学生の受け入れ方法（アドミッションポリシー）改善サイクル（実行周期：5年）

各組織が、入試実績（志願倍率、入試成績等をいう。）、入学生アンケート等により学生受入結果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてアドミッションポリシーを改定し、入試方法の改善及び改革を行う。

2024（令和6）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
<p>❖ <u>入試実績（志願倍率、入試成績等）を確認し、分析しているか。</u></p> <p>⇒ 確認、分析している</p> <p>2025(令和7)年度 4月入学の入試では、志願者数は産業技術専攻全体で 173名(昨年：130名)、志願倍率は 1.6倍(昨年：1.49倍)となり、昨年度と比べて上昇した。これらの結果を教授会および教育研究審議会に報告のうえ、受験者の安定的な確保に向け、次年度の入試広報について検討を行っている。また、入試については、面接実施前に面接員に向けてガイドラインを配布し、アドミッションポリシーや面接の流れ等を都度確認したうえで、これに沿った入試判定を行った。</p>
<p>❖ <u>必要に応じて、入試実績、認証評価結果、業務実績評価結果等に基づき、アドミッションポリシー及び入試方法の見直しを行っているか（分野別認証評価受審翌年度）。</u></p> <p>⇒ 本年度は自己点検・評価年度対象外</p> <p>対象外となっているが、毎月の入試委員会で、各入試期間での実施体制等について審議を行う等、入試実績や社会情勢に基づき、入試方法の継続的な見直しを行っている。2024(令和6)年度入試は下記の対応を実施し、出願者数の増加を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各入試期間に全入試種別を実施 ・社会人対象特別入試における自己推薦書の提出を不要とした（出願書類の簡素化） <p>(次回自己点検・評価実施年度は、2028(令和10)年度。)</p>

9 教育課程編成（カリキュラムポリシー）改善サイクル（実行周期：5年）

各組織が、修了生アンケート、成績調査等により学習成果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてカリキュラムポリシーを改定し、及びカリキュラムの全面的又は部分的な改正を行う。

2024（令和6）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
<p>❖ <u>修了生アンケート、成績調査等の学修成果を確認し、分析しているか。</u></p> <p>⇒ 確認、分析している 2023(令和5)年度修了生を対象に実施した修了生アンケート及び各クオータの成績について、教務学生委員会にて報告及び分析を行った。</p>
<p>❖ <u>必要に応じて、学修成果の分析結果、認証評価結果、業務実績評価等に基づき、カリキュラムポリシー及びカリキュラムの見直しを行っているか（分野別認証評価翌年度）。</u></p> <p>⇒本年度は自己点検・評価年度対象外 対象外となっているが、教務学生委員会では毎年度のカリキュラム一覧やその他履修に関する事項等の確認や見直し等を継続的に行っている。 (次回自己点検・評価実施年度は、2028（令和10）年度。)</p>

10 学位授与の基準及び種類（ディプロマポリシー）改善サイクル（実行周期：5年）

各組織が、就職状況、修了生の社会での活躍状況等を一定期間測定し、教育成果等を検証し、運営諮問会議(18 産技大管管第1号)において産業界からのニーズを聴取し、必要に応じて単位授与及び学位授与の要件を改正し、カリキュラム及び履修科目構成を改正し、入試方法の改正並びに教育研修組織の再編及び改廃について検討する。

2024（令和6）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
❖ <u>就職状況、修了生の社会での活躍状況等を確認しているか。</u> ⇒ 確認している 2023(令和5)年度修了者の就職状況の他、2024(令和6)年度および2025(令和7)年度修了予定者の活動状況や、学生のキャリア相談実施状況についても、キャリア開発支援部会（教務学生委員会設置）にて都度確認を行った。
❖ <u>運営諮問会議を開催し、産業界からのニーズを聴取しているか。</u> ⇒ 聽取している 6月に実施された第37回運営諮問会議にて「イノベーションを生み出し、DX等の成長分野を牽引する人材の養成に向けたAIIT型教育プログラムの方向性について」諮問を行い、3月の第38回運営諮問会議にて諮問に対する答申(産業界からの意見・提案)を受けた。
❖ <u>必要に応じて、修了生の活躍状況、産業界からのニーズ、認証評価結果、業務実績評価等に基づき、単位授与及び学位授与の要件を見直しているか（分野別認証評価翌年度）。</u> ⇒ 本年度は自己点検・評価対象外 対象外となっているが、引き続き就職状況の確認や、運営諮問会議を開催し、必要に応じて単位授与及び学位授与の要件について見直しをする。 (次回自己点検・評価実施年度は、2028(令和10)年度。)

11 施設設備サイクル（実行周期：1年）

教育研究環境整備委員会(平成18年度法人規程第8号)が、毎年の定期的な学内調査に基づき、改修及び整備の項目を整理するとともに、緊急度、効果等を検討し、優先度の高いものから実施することとする。大規模改修及び新規の建設が必要な場合は、教育研究環境整備委員会は、東京都公立大学法人へ意見を提出することとする。

2024（令和6）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
<p>❖ <u>学内の施設・設備について、定期的な調査を行ったか。</u></p> <p>⇒ 以下のとおり定期的に調査を行った</p> <ul style="list-style-type: none">・害虫駆除業務（毎月）・空気環境測定（5/7/9/11/1/3月）・消防/防火設備点検（8月/12月）・学内窓ガラス清掃（9月/1月）・建築設備点検(換気状況／非常照明確認等)（8月）・防災管理点検(防災上適切な措置がなされているか等の確認)（8月）・法定電気設備点検(停電実施点検)（12月）・学内床清掃（9月/3月）・避雷設備法定点検（11月）・夢工房整理及びレイアウト変更（3月）
<p>❖ <u>必要に応じて、改修及び整備を行っているか。</u></p> <p>⇒ 以下のとおり改修及び整備を行った</p> <ul style="list-style-type: none">・低圧配電設備改修工事（R5～R7年度にかけて実施）・2階一部教室空調冷媒ガス管改修工事（12月）
<p>❖ <u>必要に応じて、大規模改修及び新規の建設に係る意見を東京都公立大学法人に提出しているか（中期計画第5か年度目）。</u></p> <p>⇒ 本年度、自己点検・評価対象外（次回：2027（令和9）年度。）</p>

参考資料

東京都立産業技術大学院大学自己点検・評価委員会規程

東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱

東京都立産業技術大学院大学内部質保証室システム実施要綱

○東京都立産業技術大学院大学自己点検・評価委員会規程

(平成 18 年度法人規程第 5 号 制定 平成 18 年 4 月 1 日)

改正 平成 21 年 4 月 1 日 21 法人規程第 4 号 令和 2 年 3 月 30 日 31 法人規程第 133 号

(目的)

第 1 条 東京都立産業技術大学院大学学則(平成 18 年度法人規則第 3 号)第 2 条に基づき、本学の教育研究水準の向上を図り、東京都立産業技術大学院大学(以下「本学」という。)の目的及び使命の達成を目的に、東京都公立大学法人運営委員会規則(平成 17 年度法人規則第 5 号)第 2 条に定める運営委員会として、自己点検・評価委員会を置く。

(委員会の職務)

第 2 条 自己点検・評価委員会は、本学の教育研究分野における次の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 自己点検・評価(外部評価を含む。以下同じ。)の基本方針及び実施基準の策定に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施に關すること。
- (3) 自己点検・評価の結果の学長への報告及び公表に關すること。
- (4) その他自己点検・評価について必要な事項に關すること。

(委員会の構成)

第 3 条 自己点検・評価委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 教員 3 名
- (2) 総務部総務課長
- (3) 経営企画室企画財務課長
- (4) 東京都立産業技術大学院大学管理部管理課長
- (5) その他学長が指名する教職員

(委員長)

第 4 条 自己点検・評価委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、学長が任命する。
- 3 委員長は、自己点検・評価委員会を招集し、主宰する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、委員長の職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員交代による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 6 条 自己点検・評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、第3条に定める委員以外の者を委員に加えることができる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 自己点検・評価委員会の庶務は、東京都立産業技術大学院大学管理部管理課が行う。
(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、自己点検・評価委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、産業技術大学院大学開学後、最初の自己点検・評価委員会委員長は産業技術研究科長が務めるものとし、その任期は2年間とする。

附 則(平成21年4月1日21法人規程第4号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日31法人規程第133号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱

2 産技大管管第 1014 号

制定 令和 3 年 3 月 5 日

(設置)

第 1 条 東京都立産業技術大学院大学（以下「本学」という。）は、教育・研究、組織・運営及び施設・設備の状況について継続的に点検並びに評価することで、質の保証を行い、絶えず改善に取り組むこと（以下「内部質保証」という。）を推進するために、学長を室長とする東京都立産業技術大学院大学内部質保証室（以下「内部質保証室」という。）を置く。

(内部質保証室の職務)

第 2 条 内部質保証室は、次に掲げる事項を職務とする。

- (1) 本学の内部質保証の推進
- (2) その他本学の内部質保証に必要な事項の検討

(内部質保証室の構成)

第 3 条 内部質保証室は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) オープンインスティテュート長
- (4) 附属図書館長
- (5) 専攻長
- (6) 自己点検・評価委員長
- (7) 管理部長
- (8) その他学長が指名する教職員

(室長)

第 4 条 内部質保証室には室長を置く。

- 2 室長は、学長をもって充てる。
- 3 室長は、内部質保証室を招集し主宰する。
- 4 室長に事故あるときは、室長があらかじめ指名した委員が、室長の職務を代理する。

(任期)

第 5 条 第 3 条第 8 号に定める委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員交代による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第 6 条 内部質保証室は、室長が必要と認めたときに招集する。

- 2 内部質保証室は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 内部質保証室の庶務は、東京都立産業技術大学院大学管理部管理課において行う。

(委員以外からの意見の聴取)

第7条 室長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、内部質保証室の運営に関して必要な事項は室長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行する。

東京都立産業技術大学院大学内部質保証システム実施要綱

3 産技大管管第 1041 号

制定 令和 4 年 3 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都立産業技術大学院大学（以下「本学」という。）において、業務を自主的かつ継続的に改善及び向上させるための仕組み（以下「内部質保証システム」という。）の構築に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自己点検・評価委員会 東京都公立大学法人運営委員会規則（平成 17 年度法人規則第 5 号。以下「運営委員会規則」という。）第 2 条に規定する東京都立産業技術大学院大学自己点検・評価委員会をいう。
- (2) 内部質保証室 東京都立産業技術大学院大学内部質保証室要綱（令和 3 年 3 月 5 日 2 産技大管管第 1014 号）第 1 条に規定する東京都立産業技術大学院大学内部質保証室をいう。
- (3) FD 委員会 運営委員会規則第 2 条に規定する東京都立産業技術大学院大学 FD 委員会をいう。
- (4) SD 企画運営本部 東京都立産業技術大学院大学 SD 企画運営本部要綱（令和 2 年 7 月 15 日 2 産技大管管第 317 号）第 1 条に規定する SD 企画運営本部をいう。
- (5) 運営諮問会議 東京都立産業技術大学院大学運営諮問会議設置要綱（平成 18 年 4 月 1 日 18 産技大管管第 1 号）第 1 条に規定する運営諮問会議をいう。
- (6) 教育研究環境整備委員会 運営委員会規則第 2 条に規定する東京都立産業技術大学院大学教育研究環境整備委員会をいう。

(PDCA サイクル)

第 3 条 内部質保証システムは、次に掲げる作業の繰返し（以下「PDCA サイクル」という。）により、大学業務の改善及び向上を図るものとする。

- (1) 計画 (P) 目標及び計画の策定又はその改定の作業
- (2) 実施 (D) 計画の実施及びその成果測定の作業
- (3) 点検 (C) 中間結果の点検及び実施方法等の改善措置の策定の作業
- (4) 行為 (A) 改善措置による計画の実施及びその成果測定の作業

(PDCA サイクルの実行)

第 4 条 研究科、委員会、事務局等の各組織（以下「各組織」という。）の長は、PDCA サイクルの実行責任者として、必要に応じて、関係する組織に意見を求める上、計画

(P)、実施 (D)、点検 (C) 及び行為 (A) を行うものとする。

(PDCA サイクルの進行管理)

第5条 PDCA サイクルの進行管理は、自己点検・評価委員会が行い、その結果を内部質保証室に報告するものとする。内部質保証室長は、必要に応じて各組織の長と面談し、改善措置による計画の実施を指示することができる。

(達成度評価)

第6条 一つの PDCA サイクルの期間が終了したときには、別に定めのある場合を除き、各組織が自ら評価した目標及び計画の達成度について内部質保証室が最終評価を行うものとする。

(PDCA サイクルの種類)

第7条 PDCA サイクルは、次の各号に掲げる項目について実施することとし、1回の期間は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 中期計画検討サイクル 6年
- (2) 事業計画推進サイクル 1年
- (3) 教員活動改善サイクル 1年
- (4) 授業改善サイクル 1年
- (5) 教育・教育環境改善サイクル 1年
- (6) 教員集合研修活動サイクル（以下「FD 活動サイクル」という。） 1年
- (7) 教職員等集合研修活動サイクル（以下「SD 活動サイクル」という。） 1年
- (8) 学生の受け入れ方法（アドミッションポリシー）の改善サイクル 5年
- (9) 教育課程編成（カリキュラムポリシー）の改善サイクル 5年
- (10) 学位授与の基準及び種類（ディプロマポリシー）の改善サイクル 5年
- (11) 施設整備サイクル 1年及び6年

(中期計画検討サイクル)

第8条 前条第1号に規定する中期計画検討サイクルについては、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条に定める中期計画の検討におけるPDCAサイクルについて、各組織が、東京都地方独立行政法人評価委員会の指示に基づき、中期計画期間の5か年度目に過去4か年度の結果の暫定評価を行い、これに基づき計画の実施方法の改善措置を講じるものとする。

(事業計画推進サイクル)

第9条 第7条第2号に規定する事業計画推進サイクルについては、各組織が、東京都地方独立行政法人評価委員会の指示等を踏まえ、事業計画の実施内容について点検を行い、これに基づき翌年度以降の取組に反映させるものとする。

(教員活動改善サイクル)

第10条 第7条第3号に規定する教員活動改善サイクルについては、原則として、すべての教員が、自ら活動計画を立て、実績を整理し、活動の振り返りを行い、それをもとに

次期の活動計画を立てるものとする。

(授業改善サイクル)

第 11 条 第 7 条第 4 号に規定する授業改善サイクルについては、原則として、すべての教員が、学生による授業評価等に基づき、授業の点検及び評価を行い、教員各自のアクションプランを作成し、FD 委員会に報告し、並びにこの計画を実施するものとする。

(教育・教育環境改善サイクル)

第 12 条 第 7 条第 5 号に規定する教育・教育環境改善サイクルについては、各組織が、修了生アンケート、入学生アンケート等により、教育及び教育環境を点検並びに評価し、必要に応じて改善するものとする。

(FD 活動サイクル)

第 13 条 第 7 条第 6 号に規定する FD 活動サイクルについては、FD 委員会が、教育の内容及び方法に係る計画を実施し、アンケート等による客観的な検証を行い、及び改善することとする。

(SD 活動サイクル)

第 14 条 第 7 条第 7 号に規定する SD 活動サイクルについては、SD 企画運営本部が、教員と職員が一体となって大学運営を適切かつ効果的に実施するために必要な取組を行い、アンケート等による客観的な検証を行い、及び改善することとする。

(学生の受け入れ方法（アドミッションポリシー）の改善サイクル)

第 15 条 第 7 条第 8 号に規定する学生の受け入れ方法（アドミッションポリシー）の改善サイクルについては、各組織が、入試実績（志願倍率、入試成績等をいう。）、入学生アンケート等により学生受入結果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてアドミッションポリシーを改定し、並びに入試方法の改善及び改革を行う。

(教育課程編成（カリキュラムポリシー）の改善サイクル)

第 16 条 第 7 条第 9 号に規定する教育課程編成（カリキュラムポリシー）の改善サイクルについては、各組織が、修了生アンケート、成績調査等により学習成果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてカリキュラムポリシーを改定し、及びカリキュラムの全面的又は部分的な改正を行う。

(学位授与の基準及び種類（ディプロマポリシー）の改善サイクル)

第 17 条 第 7 条第 10 号に規定する学位授与の基準及び種類（ディプロマポリシー）の改善サイクルについては、各組織が、就職状況、修了生の社会での活躍状況等を一定期間測定し、教育成果等を検証し、運営諮問会議において産業界からのニーズを聴取し、必要に応じて単位授与及び学位授与の要件を改正し、カリキュラム及び履修科目構成を改正し、並びに入試方法の改正並びに教育研修組織の再編及び改廃について検討する。

(施設整備サイクル)

第 18 条 第 7 条第 11 号に規定する施設設備サイクルについては、教育研究環境整備委員会が、毎年の定期的な学内調査に基づき、改修及び整備の項目を整理するとともに、緊

急度、効果等を検討し、優先度の高いものから実施することとする。

2 大規模改修及び新規の建設が必要な場合は、教育研究環境整備委員会は、東京都公立大学法人へ意見を提出するものとする。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、内部質保証システムに関し必要な事項は、内部質保証室が定める。

附 則（令和4年3月18日3産技大管管第1041号）

この要綱は、令和4年3月18日から施行する。

附 則（令和5年3月27日4産技大管管第1078号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月10日6産技大管管第202号）

この要綱は、令和6年4月15日から施行する。

作 成

東京都立産業技術大学院大学管理部管理課 企画広報・国際係
〒140-0011 東京都品川区東大井 1-10-40
電話：03-3472-7840 / FAX：03-3472-2790



東京都立
産業技術大学院大学